

食料・農業・農村政策審議会

家畜衛生部会

第110回 牛豚等疾病小委員会

農林水産省

食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会  
第110回 牛豚等疾病小委員会

日時：令和7年11月27日（木）14：00～15：36

会場：農林水産省 消費・安全局第1会議室  
(Web会議併用)

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

- (1) アルゼンチン北部地域（口蹄疫ワクチン接種地域）からの生鮮牛肉の輸入に係る  
リスク評価について
- (2) その他

4. 閉 会

【配布資料一覧】

議事次第

牛豚等疾病小委員会委員名簿

座席表

資料1-1 アルゼンチン北部地域からの生鮮牛肉の輸入に係るリスク評価報告書概要  
(案)

資料1-2 (非公表) アルゼンチン北部地域からの生鮮牛肉の輸入に係るリスク評価  
報告書 (案)

参考1 WOAH Terrestrial Animal Health Code (Foot and Mouth Disease)

参考2 口蹄疫のWOAHステータス認定状況

【机上配布資料】

机上配布資料 (非公表) アルゼンチン北部地域からの生鮮牛肉の輸入に係るリスク評価報告書概要(案)に対する委員コメント

午後2時00分 開会

○松尾国際衛生対策室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第110回牛豚等疾病小委員会を開催いたします。

私は、当小委員会の事務局を担当いたします国際衛生対策室長の松尾でございます。よろしく申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、大臣官房審議官の木下より御挨拶申し上げます。

○木下審議官 皆様、こんにちは。消費・安全局担当の審議官の木下と申します。本日はお忙しい中御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の第110回牛豚等疾病小委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

皆様御承知のとおり、今年の10月21日に台湾の台中市の養豚場におきましてアフリカ豚熱が発生いたしまして、幸い現時点で続発はしておりませんが、この事案を受けまして、日本の動物検疫所におきましては、台湾からの全ての到着便に対して家畜防疫官を配備するなど、水際対策を一層強化するという体制を取っているところでございます。農水省といたしましては、越境性悪性伝染病の発生状況を常時モニタリングして、我が国への侵入リスクを可能な限り低減するよう努めているところでございます。その中核となるのがリスク評価でございまして、委員の皆様には専門的知識をもちましてこの重要な評価に御協力を頂いているところでございます。

さて、本日の牛豚等疾病小委員会におきましては、アルゼンチン北部地域、すなわち口蹄疫ワクチン接種地域からの生鮮牛肉の輸入に係るリスク評価について、2回目の御議論を行っていただきたいと考えております。この議題は今年の6月の小委員会からの継続審議案件でございまして、前回頂いた御質問や御意見に対する回答をさせていただいて、更なる御議論をお願いしたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、専門的な見地から忌憚のない御意見と活発な御議論を賜りますようお願い申し上げまして、簡単でございますけれども、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○松尾国際衛生対策室長 ありがとうございます。

それでは、続けたいと思います。

現在、牛豚等疾病小委員会の委員数は、10名であります。本日はウェブでの御出席も合わせて8名の委員に御出席いただいています。オブザーバー参加として、4名の方々に御

出席いただいています。

本日はウェブを併用しての開催となりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、本日出席しております事務局の紹介をさせていただきます。

先ほど御挨拶申し上げました大臣官房の木下が出席しております。

それから、私、国際衛生対策室長の松尾です。

それから、リスク分析官の課長補佐の矢野でございます。

それから、同じく門田でございます。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、先ほど御挨拶させていただきましたように、アルゼンチン北部地域、口蹄疫のワクチン接種地域でございますけれども、ここからの生鮮牛肉の輸入に係るリスク評価についてでございます。

お配りしている資料ですが、御確認ください。まず、議事次第が1枚ございます。それから、本日の委員名簿。それから、資料1-1、資料1-2。それから、参考資料1、参考資料2。それから、机上配布資料と書かれたものが委員の皆様には配布されているかと思っております。届いていない資料とか落丁がございましたら、お申し付けください。

なお、少し誤った記載をしたところがございますので、2点訂正させていただきたいと思っております。まずは、資料1-1の10ページの31行目でございます。

一つ目は、資料1-1の10ページの31行目。ここではワクチン接種の話をしているのですが、「ワクチン接種の接種履歴はSIGCERに登録されており」という、登録システムの話が書いてございます。このシグサは「SIGCER」となっていますが、これは輸出検疫の証明発行機関の話でございますので、「SIGSA」というふうに書き換えていただきたいと思います。申し訳ございません。「SIGSA」、5文字の方が正しいということになります。

机上配布資料も同じく、12ページの6行目でございます。後ほど説明しますけれども、先ほどの1-1というのは机上配布資料のコメント等を抜いたものなので、同じ間違いがございます。12ページの6のところ、「SIGCER」と書かれているものを「SIGSA」、登録システムの方に書き換えていただきたいと思いますというふうに思います。

以上、間違いについてお話ししました。

また、ページが足りない、資料が足りないというところはないでしょうか。ウェブの方でも、資料が配布されていないということはないでしょうか。

それでは、ここからの議事進行につきましては、津田委員長にお願いしたいと思います。

津田委員長、よろしくお願いいたします。

○津田委員長 津田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入りたいと思います。円滑な議事の運営・進行に御協力を頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議事の1、アルゼンチン北部地域（口蹄疫ワクチン接種地域）からの生鮮牛肉の輸入に係るリスク評価について、事務局の方から説明をお願いします。

○松尾国際衛生対策室長 国際衛生対策室の松尾でございます。

冒頭説明しましたように、本件は6月4日に開催された第104回の牛豚等疾病小委員会で1回目のリスク評価を行われました。この際は最初から最後まで1回通して御審議をいただきましたが、その中でいくつか宿題を頂戴しています。この点についてまずは御説明をしたいと思っております。

それでは、基本的には資料1-2という資料で御説明をさせていただきたいと思っております。前回、6月に頂戴した宿題というのは11点ございましたので、資料1-2の資料を使いながら、一点一点説明するという形で本日は進めさせていただきます。

では、お手元に用意いたしました1-2でございます。赤字の見え消しで記載されているものは、前回以降加えた追加点や取消し点でございます。青字で記載しているものは、宿題について記載したものを、直前に先生方に見ていただいた点でございます。2回の修正をそのまま残した形で記載してあるのがこの資料1-2でございます。

では、まず最初の宿題からご説明します。資料1-2の9ページを御覧ください。

9ページの枠の中に、前回宿題1、とあります。この宿題は、南米で流行している口蹄疫ウイルスの血清型、トポタイプを記載した方がいいという御指摘でございました。これについて、5行目に赤字と青字と両方入っていますが、ここで記載をさせていただきました。資料は、WOAHのレファレンスラボラトリーのアルゼンチンの方でありますサブリーナ・ガルド博士から提供していただきました。

南米の国々はベネズエラを除いてワクチンを接種している、また、接種していない国というのは現在ありますけれども、WOAHでは基本的には口蹄疫清浄国として認められているという状況です。唯一非清浄国であるベネズエラは公式な発生報告を行っていませんが、過去に南米で発生した型から推察すると、5行目以降に記載してあるように、O/EURO-SAというヨーロッパ・サウスアメリカントポタイプ、それからA型のEURO-SAというヨーロッパのサウスアメリカントポタイプ、これらに属する株が同国で

循環しているのではないかという御指摘がありましたので、その旨記載させていただきました。

それから、次の宿題に移ります。資料1-2、23ページを御覧ください。

水牛の飼養形態、それから管理、食肉等について記載がない、水牛がこの国には飼われている、書かれているものの、その細かいこういった記載がないという御指摘でございました。ここに書かれているように、飼養形態でありますとか管理とか食肉処理というふうに、複数箇所にあてはまっていますので、事務局でこの点についてまとめてまず御説明をしたいと思っております。

まず、5行目からですが、水牛は北東部の湿地帯で肉用及び乳用並びに狩猟のために1,600戸の農家で20万頭が飼養されていると記載しています。ほとんどが小規模な農家で飼育されており、8割以上の水牛が生涯同じ農場で飼育されています。と畜については、このページではありませんけれども、牛と同じ施設で同じ手続で行われますが、時間的に分離をして行うということがございます。

ページが飛び恐縮ですが、資料1-2の3ページを御覧ください。

諮問の対象は今回、牛だけでございますので、3ページの14行目、対象品目のところには明示的に、*Bos taurus*と*Bos indicus*、いわゆる牛とコブ牛の類いだけです、という形で記載しています。*Bubalus bubalis*、いわゆる水牛については入れていないということを示した形です。水牛は入っていないけれども、リスク動物としてアルゼンチンに生息しているという形で、リスク評価書の中では記載させていただきました。

宿題の三つ目について、資料1-2の32ページを御覧ください。4.3に家畜の流通、4.4に家畜集合施設の状況を記載しています。これに関連して、33ページに記載していますが、家畜の展示を行う施設について、どのような役割なのかというような御質問がございました。これについて32ページ以降、家畜集合施設の状況という形で、赤字と青字で記載しているところがございますけれども、24行目以降で細かく説明をさせていただきました。

家畜の集合施設ですが、アルゼンチンでは、今後の行き先若しくは用途によって大きく二つに分かれます。集合施設の後、肥育をする目的で生体の取引を行う市場というのがまず一つ。二つ目は、この集合施設に行った後、と畜をします。と畜をする前に一時的に家畜を係留して値段を付ける場所という、この二つのタイプがあるんだということがございます。

この家畜の集合施設の中でも、ブエノスアイレスに存在するMAGと呼ばれる家畜の集合施設は、ほかのものと別格の大きさを誇っておりまして、1日1万頭を超える牛が集められておりまして、と畜前に値段が付けられ、その値段がアルゼンチン全土の建値、ベンチマークになるというふうに報告を受けてございます。

前回、6月に家畜集合施設の役割についての話になったときに御説明しましたが、基本的にこのような施設、家畜集合施設を含めて、家畜を移動する際にはDT-eと呼ばれる移動許可証というものが発行される必要がございます。このDT-eはSIGSAというシステムを用いて発行することになってございます。このSIGSAには移動履歴が記録されていますので、家畜集合施設から移動した牛群を追跡することは可能というふうに言われています。

以上が宿題の三つ目でございます。

次、宿題の四つ目、資料の34ページを御覧ください。枠の中に宿題の中身が書いてありますが、この話は4の5章に入っております。農場及び家畜市場等における家畜の衛生管理というところでございます。この部分への質問として、農場における飼養衛生管理について記載するようという御指示がございました。6行目以降、この点について記載をさせていただきます。

集約的に牛を飼養している農家については、飲水や飼料、薬剤の管理を行うことといった飼養衛生管理に係る要件が適用されているということ、それから放牧されている場合については、それぞれ農家で契約している獣医師の指示に従うと、こういったことが規定されているということについて記載をさせていただきました。

関連して、嶋田委員の方から追加のコメントを頂戴してございます。こちらも枠の中に記載がありますがけれども、日本の飼養衛生管理のようなものがあるのかと。異常が見られた個体について、こういったものの通報の漏れや遅延の発生、こういうことが起きないような仕組みというのは存在するのかというのが委員からのコメントでございました。飼養衛生管理のお話は先ほどいたしましたので、後段、遅延が発生しない仕組みに関してでございます。アルゼンチンにおいては、口蹄疫は通報対象疾病となっております。ここで、資料1-2の104ページを御覧いただけますでしょうか。10章のサーベイランスの項目で、通報義務という形でこの点については記載をさせていただいています。

この4行目以降のお話です。アルゼンチンでは口蹄疫は通報対象疾病でありまして、家畜及び野生動物のあらゆる種において口蹄疫疑い事例を確認した場合、迅速にSENAS

Aに通報する義務がある、と記載されています。通報義務を果たさなかった場合については罰則の対象になり、また補償を受けることができなくなるということも規定されているということでございます。細かい内容までは言及しませんが、そういった内容について記載していますので、適宜御確認いただければと考えてございます。

以上が宿題の四つ目まででございます。

五つ目の宿題でございます。資料1-2の64ページを御覧ください。64ページでございます。

ここは、7章に入っております、輸入検疫の話をしているところでございます。その中の質問として、飼料に関するものがございました。内容としては、飼料の輸入条件や、安全性に関する御指摘であると私どもは認識しております。ここについては、64ページの11行目以降に追記をさせていただきました。アルゼンチンでは家畜用の飼料を輸入はしていないということではございますが、WOAHコードに準じた輸入条件を設定しているということでございます。

以上が宿題の五つ目でございます。

次の宿題ですが、今度は資料1-2の69ページを御覧ください。ここでは、先ほどに続いて第7の4章の口蹄疫発生時の輸出入に係る対応の議論をしています。ここの中で、パラグアイの口蹄疫の最終発生年が記載場所によっては2011年となっていたり、2012年となっていたり記載がぶれているという御指摘でございました。

確認しましたところ、パラグアイの最終発生は、臨床兆候を確認したのが2011年12月30日、確定したのが翌年2012年1月2日であるという報告を受けました。ですので、本資料の中では、発生が確定した2012年1月2日を統一的に最終発生年ということで、統一をして記載をすることとしてございます。

ここまでの宿題の六つ目です。

それから、宿題の七つ目が資料1-2の71ページに記載されています。ここでは、アルゼンチン北部地域と南部地域間の検疫について議論しているところでございましたが、その中で、北部と南部間を移動する畜産物の量はどれほどかという御指摘を受けましたので、70ページから表を掲載させていただいています。70ページ、南北間の動物と畜産物の移動に関する統計という形で記載をしています。

前回もご説明させていただきましたが、念のため、規定について、77ページを御覧いただけますでしょうか。北部から南部に畜産物を移動させる場合の家畜衛生条件というのが

決まっております、これに従って物を移動させています。ここまで、北部から南部の畜産物の移動について、ご説明させていただきました。

宿題の八つ目、143ページを御覧ください。資料1-2の143ページでございます。

ここでは、牛タン、牛の舌の安全性について議論をしているところでございます。ウルグアイ産の牛タンは、24時間熟成をして、その後にpHが6.0を超えていた場合に、輸入できる形になっており、もし24時間内にpHが6.0を下回らなかつたら追熟を行い、6.0未満になったら輸出するということしていますが、同じことはしないのですかという質問がございました。

この点についてアルゼンチン当局に再度確認しました。これは家畜衛生条件にも今後関係するもので確認したところ、もう追熟はしませんと。24時間の段階でpH6.0未満のものだけは日本に輸出する対象とはしますけれども、6.0以上のものについては対象としない、という回答がありましたので、143ページの39行目から、そのような回答を追記させていただきます。

ここまでが宿題の八つ目でございます。

次に、宿題の九つ目です。資料1-2の145ページでございます。枠の中に宿題が書いてございます。

ここでは、牛の舌に関するトレーサビリティについて議論をしているところでございます。牛の舌、牛タンのトレーサビリティについても明確化すべきという御指摘を受けました。これについても再度アルゼンチン当局に詳細を聞き取りまして、144ページ以降、24行目から追記、整理をいたしました。

と畜のために、家畜の群単位で、出荷元の農場からと畜場まで移動します。この移動には、SIGSAから発行されるDT-eが必要となります。群単位で番号が付されています。この番号を本評価ではバッチ番号というふうに統一的に記載をすることにしています。その後、と畜場に搬入され、SENASAの管理するSIGICAというシステムを用いてと畜される群単位で番号を付して、と畜を許可するという形になってございます。この番号を、製造群番号、と記載をさせていただきます。製造群番号は食肉処理施設が出るまで群の識別に用いられています。

と畜や頭部から切り離された牛の舌、タンは、熟成のためチャンバーに移動するのですが、チャンバーの中で製造群番号が明記されるという形で管理されるということを知り取っております。と畜が終わりましたら、製品となった牛タン及びそれに添付される輸出

検疫証明書にも、製造群番号が記載されます。これにより、輸出された製品である牛の舌、牛タンから出荷元の農場までたどることが可能になっている、と報告を受けてございます。

144ページの27行目に、Garron番号、という記載がございますけれども、こちらは、いわゆると畜処理番号でございます。と畜の事業者が搬入された牛に毎日個体ごとに割り振っている番号です。主にと畜後検査時に、と畜から切り離された内臓を突合する場合に活用してございます。牛のタンのトレーサビリティに実際に用いられているのは、Garron番号ではなくて、製造群番号の方を使っているという説明を受けてございます。

以上が宿題の九つ目でございます。

10個目の宿題でございます。145ページの26行目以降に記載されてございます。牛タンの輸出の統計について記載をしているところでございますけれども、御指摘の点が、アメリカ、ドイツ、日本など、アルゼンチン南部から輸出されている国の場合に、それを明記すべきではないかと。熟成条件で輸出実績がないことと矛盾して読めるというのが委員からの御指摘でございます。

この御指摘の内容については、アルゼンチン北部から熟成をしないまま、牛タンを他国に輸出されているように読めるという御指摘であるというふうに私ども理解しまして、そもそも舌の熟成を条件として求めるかは、輸入する国次第と。そもそもアルゼンチン北部が安全であるとか、若しくは自分たちの受け入れられるリスクレベルには十分賄うと示してしまうと、その牛タンについては、熟成を求めずとも特に問題ないとしてしまう国もあることもありまして、結局は輸入国の判断ということも実際ございます。ですから、今回、熟成を掛けている掛けていないというこの記載の点については、以前のままで基本的には矛盾しないと考えています。

ただ、念のためアルゼンチン当局には詳細を問い合わせました。そうすると、アメリカ・EU向けに牛の舌、牛タンを輸出する場合は、熟成しなくても可能だというふうな条件になっているという回答がございました。ただし、加熱処理を行っているペットフードなどの非食用の輸出をやられていて、食用になっているようなものではないので、そういった処置が取られているようであるということでございます。今回、日本向けについては基本的には食用の牛の舌という前提で考えてございますので、熟成してもらおう。先ほど申し上げたとおり、アルゼンチンからも、熟成が足りないものは一切輸出をしないというふうに話を受けているところでございます。

以上、10個の宿題でございます。

11個目は細かい説明になりますが、一度ここで切らせていただきます。

ここまで、10個の宿題について説明をいたしました。更に追加の説明が必要かどうか、また御審議いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○津田委員長 宿題ということで前回指摘を頂いたところについて、今のような回答を頂いております。

これまでのところにつきまして、皆さんから御意見、御質問ありましたらお願いします。ウェブの方は挙手のボタンを押して教えてください。お願いします。

質問された國保先生、嶋田先生、いかがでしょうか。

○國保委員 國保でございます。

今の御説明のところとは少し違う話ですが、サガリとハラミを分けて輸入するということがそもそもどうして行われるかが不明です。例えば、ハラミを輸入しているはずなのにサガリも混載されてきたようなときに、輸入の拒否を厳密に行うことなどはお考えでしょうか。過去、BSEが発生していたときに脊柱が入っているか入っていないかで、輸入を止めたり拒否したりというようなことがあったと覚えているので、それぐらい厳密な運用をするべきことなのかそうではないのか。タリフラインで区別できていなければどうしようもないのかなと思ったりもして、その辺りの力加減が分からないものですから、教えてください。

○松尾国際衛生対策室長 ありがとうございます。サガリとハラミ、どちらも横隔膜関連筋肉ということで、胸部と腹部を分けている横隔膜の周りにある筋肉、それを引っ張っている筋肉と認識しています。今、先生からお話にあったハラミとサガリでございますが、ハラミについては、アルゼンチンは輸出をしたいと。ただ、サガリは不要ですと言われております。

ハラミとサガリについて説明いたしますが、先ほど申し上げた横隔膜という膜が胸部と腹部を分けているのでございますけれども、そのうちのおなか側にあるもの、肋骨に付いているこのリング状のもの、これがハラミと呼ばれています。肋骨に付いているので、右側と左側と両方ある。そのため、1頭の牛から2本とれます。我々人間もそうですけれども、二つハラミと呼ばれる筋肉があります。そのうち、背中側、場所からすると、腰椎の周りにぐるっと回っているようなものをサガリと呼んでいます。これは腰椎の周りにあって、ちょっと厚い筋肉。ハラミの方は薄い筋肉になっています。そのため、見た目上す

ぐに分かるようにはなっているというのがまず1点。

それから、サガリと呼ばれるのは、と畜した後、と体に下がって付いているからなのです。実際、多くの国、例えばアメリカもカナダも、ハラミの方は普通、肉として扱うのです。と畜をしている中、一緒を取れていくので。サガリの方はくっ付いたままになっているので、これは日本でいうと副産物的な扱い、アメリカでいうとバラエティミートと違って違う方の類いになります。基本的にと畜の過程は、どの国も同じようなやり方をするので、ハラミとサガリが一緒に出てくるということではなくて、と畜の工程の中でも非常に分けやすいもの。ですから、アルゼンチンも、最初からサガリの方は輸出する気はない、と畜の工程の中で普通に取っている方、今までも自分たちも食べていて、自分たちも肉として取っている方のハラミだけ輸出する、と言ってきていると理解しています。

そういう意味で、見た目でも分かりやすいですし、実際の工程を考えると、そうなるだろうなというふうに我々も思っています。

○津田委員長 よろしいですか。ありがとうございます。

ほかに御質問等あったところについては、ただいまいただいたような御説明でよろしいでしょうか。ウェブの先生方、いかがでしょうか。

それでは、残りの宿題についてよろしくお願いします。

○松尾国際衛生対策室長 11個目の宿題でございます。こちらも、牛の舌、牛タンについての宿題でございました。牛の舌は筋肉組織でありますけれども、熟成により、筋肉組織ですので当然pHが下がる、口蹄疫ウイルスが失活する、これについて疑義はないが、口蹄疫ウイルスは表皮の下に存在していますので、この表皮については問題がないのかという御指摘でした。つまり、感染が一番多い口腔内の、舌という部位の表皮についてはリスクがあるのではないかと、リスクの低減効果は認められないのかということが委員からの御指摘でございました。

この点については、知見を収集し整理しましたので、矢野補佐から詳細を説明させていただきます。

○矢野課長補佐 御説明させていただきます。資料1-2の147ページを御覧いただけますでしょうか。20行目からになります。

まず、22行目から次のページの3行目まで、文献より収集しました知見をまとめてございます。

まず、一般論といたしまして、ワクチンを接種された牛が口蹄疫ウイルスに感染した場

合にどうなるかという点を記載いたしました。感染したワクチン接種牛は、臨床症状を呈さず、持続感染となります。その際にウイルスは鼻咽頭のリンパ濾胞上皮に限局して存在して、全身に広がることはないという知見を記載いたしました。

なお、ワクチンを打っていない牛が感染したらどうなるかと申しますと、感染した1日から2日後に口腔内や舌の上皮に水疱性の病変が見られるようになります。こういったことも記載させていただきます。

ワクチン接種牛に口蹄疫ウイルスが感染した場合について、ウイルスが可食部、特にここで問題視しておりますのは舌ですので、舌にいかほどウイルスが分布するのかという知見を整理いたしまして、27行目から記載させていただきます。簡単に御説明をさせていただきます。

用いた論文ですが、ワクチンを接種した牛、及び接種していない牛に口蹄疫のウイルスを暴露いたしまして、臨床症状を観察するとともに、唾液、血清、咽頭の拭い液、この中にウイルスがどの程度分布するか、経時的及び定量的に調査をしたものでございました。また、舌を含む組織へのウイルスの分布というものも調べてございます。詳細な試験設計については割愛させていただきます。参照の69として事前に先生方に御覧いただいたものに関して、結果概要だけかいつまんで御説明させていただきたいと思っております。

まず、臨床症状でございます。ワクチンを接種していない牛は、全頭で水疱性病変を含む臨床症状が確認されました。一方、ワクチンを接種した牛では、全頭、臨床症状は確認されませんでした。

次に、ワクチン接種牛の血清、唾液、咽頭拭い液、この中のRNAをRT-PCRを用いて経時的及び定量的に評価した結果を御説明いたします。ウイルスで攻撃した日から35日後までの期間において、血清からRNAは検出されておりません。RNAが検出されましたのは唾液と咽頭拭い液でございます。唾液は暴露から8日後までの初期に微量検出される程度でございましたが、咽頭拭い液はより長い期間、RNAが検出されてございます。

最後に、ワクチン接種牛の咽頭拭い液及び舌を含む各種組織から、同じくRT-PCRを用いてRNAを検出いたしまして、併せてウイルス分離をした結果をお伝えいたします。こちらは暴露8日後、あとは暴露の21～38日後の複数地点でサンプルを採取した成績なのですが、RNAとウイルス双方が検出されましたのは、咽頭拭い液と鼻咽頭の部分でした。舌からはRNAは検出されず、ウイルスも分離されておりません。

今申し上げた論文の知見の内容については、147ページの27行目から148ページの3行目まで、記載をさせていただきました。冒頭申し上げましたとおり、ワクチン接種牛に口蹄疫ウイルスが感染して持続感染に移行した場合、鼻咽頭にウイルスが限局して存在するというを示す結果ではないかというふうに考えております。よって、ウイルス血症も起こしませんし、舌への分布もないというような結論になったのだろうと考察しているところでございます。

148ページの4行目からもう一点、試験の結果を記載してございます。アルゼンチン当局より提供のあった論文なのですが、実はこの試験、舌への分布というのは見ておりません。ただ、アルゼンチンにおいてアルゼンチンで使用されている不活化ワクチンを用いて実施した試験であったため、記載する場所は微妙ですが、こちらに追記をさせていただいたところです。

試験の内容ですが、先ほど御説明した試験同様に、ワクチン接種牛を口蹄疫ウイルスに感染させて、臨床症状、そしてこちらは血清ではなくブラッド、血液と書いてあるのですが、血液中にウイルスが存在するかというところを見た試験でございます。

結果ですが、ワクチンを接種した牛は口蹄疫ウイルスに感染しても臨床症状は呈さず、血液からも1例を除きましてウイルスは分離されておられません。ウイルスの暴露方法が全く違うので何とも言い難いですが、全部で20頭の牛に感染をさせているということは申し添えます。

以上が文献の内容をまとめたものでございます。

次に、148ページの9行目から、牛タンを用いて我々が実施した試験の結果をまとめてございます。こちらにも簡単に御説明をさせていただきます。大変恐縮ですが、別紙5を見させていただきたいと思っております。別紙だけページ数が続き番号になっていないので恐縮ですが、後ろの方でございます別紙5、熟成した牛タンの上皮のpHの測定試験というものを御覧いただければと思っております。別紙の5になります。

さて、前回の小委におきまして、筋肉組織における熟成によるpHの低減効果が上皮に及ばないのではないかという指摘がございました。このため、事務局の方で上皮付近のpHを測定する方法を検討させていただきました。肉のpHを測定する公定法は三つ存在いたします。そのいずれかで牛タンの上皮のpHが測定できるかというところを検証させていただきました。

1の試験材料を御覧ください。試験に用いたのはウルグアイより輸入した牛タンでござ

います。御存じのとおり、ウルグアイより日本向けに牛タンを輸出する場合は熟成を行い、pHが6.0未満であることが条件となっております。したがって、この6本は全て熟成された牛タンということになります。この全部で6本の牛タンを用いまして、ガラス電極のpHメーターでpHを測定してございます。

では、三つの方法を御説明させていただきます。3の(2)を御覧ください。

まずは、直接法と言われるもので、ニードル型の電極を使用する方法でございます。次のページの図2が分かりやすいかと思っておりますので、こちらの写真を見ていただければと思います。

まず牛タンをひっくり返しまして、できるだけ深く電極を差し込んで、基底膜付近のpHを測定するという方法でございます。図1の右側の写真にあるとおり、測定するときは指で電極が感じられるところまで深く刺してございます。なお、基底膜付近まで深く刺して測定することももちろんしたのですが、それに加えまして、ウルグアイでも通常行われている中央付近で電極を差し込みまして、筋肉の部位のpHを測定するという方法も行ってございます。これは、基底膜付近と中央付近のpHを比較したいと思いたしましたので、実験として行いました。これが一つ目の方法でございます。

もう一つの方法ですが、直接法でスリーブ型という、お肉に密着させる形の電極を用いたものでございます。次のページの図4を見ていただければと思うのですが、こちらは牛タンの表側からアプローチいたしまして、生理食塩水で牛タンの表面を湿らせ、そのままプローブを押し当ててpHを測定するという方法でございます。

そして、最後の方法、こちらが水抽出なのですが、次のページの図5が分かりやすいかと思っております。こちら御覧いただければと思うのですが、こちらは上皮を採取いたしまして、水を加えてホモジナイズし、ろ過した上で上澄み液のpHを測定するという方法でございます。この三つの測定方法のうち、妥当なものは何かというところを、まずは事務局の方で実験をしてみました。

結論だけ申し上げますと、唯一まともにpHが測定できたのは、最初にお伝えいたしました牛タンをひっくり返して刺すという直接法のみでございます。牛タンの上皮にプローブを押し当てる方法では、水素イオンの活量が検出できなくて、機械の方から「検出できません」というふうに言われてしまいました。水抽出の方は、上皮がすこぶる硬くてホモジナイズができず、うまくpHが測れなかったというところでございます。

では、うまくできましたニードル型の電極を使用した直接法の結果を御紹介させていただきます。

だきます。

6 ページに進んでいただきまして、(2) 実験①の表を御覧ください。こちらが結果になります。1 点だけ、3 番の試料で中央付近の pH が 6.0 を少しだけ超えたのですが、それ以外は全て 6.0 未満でございました。特に我々が知りたかった基底膜付近について、全て pH が 6.0 未満というふうになっております。

中央付近と基底膜付近の pH を比較したものを御準備いたしました。次のページ、7 ページの図 6 になります。これを見ていただきますと、ピンク色と黄色の 2 本だけ、ほとんど pH が中央部分と基底膜付近で変わらないのですが、それ以外のものに関しては、基底膜付近の方が中央よりも pH が低くなる傾向があるということが分かりました。

以上が我々の実施した試験の結果でございます。

本文の 148 ページにお戻りいただけますでしょうか。148 ページの 9 行目から、先ほど申し上げました試験の結果を記載いたしました。もちろん別紙 5 は後ろの方にくっ付いておりますので、詳細は別紙 5 で見ることもできます。以上が試験の結果の記載でございます。

148 ページの 20 行目から、こちらはほぼ結論に近いのですが、考察を記載させていただきました。概要を御説明いたします。

まず、ワクチンを接種され適切に免疫が付与された牛は、たとえ口蹄疫に感染したとしても、上皮を含む舌にウイルスが存在する量というのは極めて低いと考えたとしてございます。これは文献の知見から記載したものでございます。また、免疫を十分獲得できなかった場合であっても、舌の上皮は病変の好発部位ですので、と畜後検査で摘発されることが考えました。

最後に、試験の結果から基底膜付近の pH というのは、中央付近と同等又はそれより低下する傾向がございますので、当然我々、アルゼンチンに牛タンの熟成というのはお願いいたしますので、中央付近で pH は測定いたしますが、その中央付近の pH よりも既定膜付近の pH というのは低い傾向がございますので、ウイルスを不活化できるのではないかとといった記載をしてございます。よって、適切に熟成処理を施せば、上皮に由来するリスクは無視できると考察しております。

御説明長くなりましたが、説明は以上でございます。

○松尾国際衛生対策室長 以上が 11 番目、最後の宿題への回答でございました。

事務局からの宿題についての説明は以上でございます。津田委員長に返します。

○津田委員長 ありがとうございます。

それでは、この件に関しまして委員の皆さんから御意見、御質問等ありましたらお願いいたします。

牛タンに関してはこれまで熟成を要求していたところなのですが、今回初めて自分たちでも測定してみたということで、かなり基底膜の方が下がっていることは、非常に安心できる材料かなとは思っています。

それでは、続きまして、続きの説明の方をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○松尾国際衛生対策室長 以上で宿題と、それに関するコメントについて御説明させていただきました。

ここからは、こうした宿題を受けての先生方のコメントでありますとか、そういうものを反映したという形で、今度はリスク評価報告書の概要について、もう一度御審議いただきたいと思っています。使用するのは、机上配布資料です。今見ていただいた宿題やコメントについて加味した上で、もう一度記載をし直したものでございます。これを用いながら、また説明をしながら、御審議いただきたいというふうに思っております。

では、机上配布資料の1ページ31行目でございます。赤字が入っております。先ほどもお話がありました。今回の評価対象となる生鮮牛肉という定義をしたパラグラフでございます。先ほど説明しましたとおり、水牛は入りませんので、そこを明確化するために、対象となっているのは牛、*Bos taurus*と、コブ牛、ゼブーである*Bos indicus*のみですよという形で記載をしています。対象となっている牛肉について、サガリが対象外となっておりますので、対象は牛肉と牛タンとハラミである、サガリは入らないという形になってございます。それが1ページ目の話でございます。

次に変更点として、5ページを御覧ください。机上配布資料の5ページでございます。4番、家畜の飼養流通というところでございます。ここも宿題を反映させる、若しくはその反映内容と同様の内容にするということで、家畜市場と記載していたものには大きく二つのタイプの施設がある、ということに記載しました。原則、肥育等の目的での生体の取引を想定させる「家畜市場」という言葉を使うことをやめまして、「家畜集合施設」という文言に統一的に置き換えてございます。これが二つ目の変更点でございます。

それから、三つ目の変更点、大きな変更点でございますが、7ページを御覧ください。6ページから、食肉関連施設の話をしているところでございます。7ページの冒頭にコメントありますけれども、そのコメントも踏まえて、熟成に関する御質問についての反映

ということでございます。アルゼンチンから各国に輸出する際に、熟成の基準を満たさなかったものがいかにあったのかの割合を聞きたいという質問がございましたので、この点についてアルゼンチン当局から関連業者に実際聞き取ったそうでございますが、年平均で4.61%であるというのが回答であったということでございます。

それから、同じ6ページの12行目からのお話でございます。今度はと畜前後検査の記載に関してでございます。これに関しては、「と畜対象の牛が口蹄疫に感染した場合でも、何らかの臨床症状を呈していれば」と記載しておいたのですけれども、この表現について、臨床症状だけではと畜前後検査に限定した記載になるのではないかと、という御指摘を受けました。病理検査所見についても言及すべきだとコメントを頂きましたので、14行目以降でございますけれども、臨床症状に加えて、「又は病理所見」というふうな形を記載してございます。

それから、次に五つ目のポイントとして、8ページの3行目からです。コメントが入っているかと思えます。ここはトレーサビリティーの話を議論しているところでございますけれども、委員からコメントをいただいております。先ほどもご説明しましたが、生きた動物の群に付される番号をバッチ番号、と畜処理がなされる群に付される番号を製造群番号というふうに記載分けをして、これを統一的な表現として使用することにしてございます。

それから、個体識別番号の話がトレサに活用されていないということを十分説明してほしいということがございましたが、この点については矢野補佐から説明をさせていただきます。

○矢野課長補佐　ご説明させていただきます。

恐縮ですが、資料1-2をお手元に御準備いただけますでしょうか。51ページを御覧いただけますでしょうか。こちらの22行目を御覧ください。

前回御説明したので、重複で恐縮なのですが、アルゼンチンでは牛及び水牛に耳標の装着というのが義務付けられておまして、そこに記載されている個体識別番号などは、SIGSAというデータベースで管理をされていると。SIGSAにこの個体識別番号を打ち込みますと、何が出てくるのかと申しますと、こちらは耳標を購入した者と装着した施設、これが分かるようになっております。ですが、それを打ち込んだからといって、生まれ育った農場や経由した施設というのは一覧で出てくるわけではございません。よって、個体識別番号のみで経由した全ての施設を確認するということは、できないというところ

でございます。ただ、御存じのとおり、アルゼンチンはDT-eという移動許可証を全ての家畜の移動に求めておりまして、群単位で移動追跡することは可能でございます。

53ページ、図13を御覧いただきたいのですが、これがDT-eの例なのですけれども、見て分かるとおり、個体識別番号というのは記載されておられません。個人的な推察も入ってしまうのですが、移動するのが数千、数百という単位である可能性もありますので、個体識別番号を全て書くというのは難しいのだろうなと思っているところでございます。ただし、繰り返しになりますが、いつどの施設からどの施設に群が移動したのかというのは分かるようになっています。また、この移動履歴というのはSIGSAにデータとして蓄積されております。

まとめますと、アルゼンチンでは農場や家畜集合施設等が登録されておりますので、その施設の間を家畜が移動するときにはDT-eが発行されまして、こういった施設の登録情報であったり移動の情報であったりがSIGSAというデータベースで管理されておりますので、いつどの農場からどの農場に動物が移動したのかというのが瞬時に、打ち込むことで分かるシステムを、アルゼンチンは備えているということになります。

以上、個体識別番号とトレーサビリティの御説明になります。

○松尾国際衛生対策室長 以上が個体識別とトレサのお話でございました。

続きまして、大きな改正点です。8ページの17行目の話です。トレーサビリティに関するコメントでございますけれども、これも宿題の際に説明しました。生きた動物群はバッチ番号、と畜のものについては製造群番号と。これを統一記載といたしました。これは本資料である1-2もそうですし、この概要資料も同じようにしている、ということでございます。

次の大きな変更点、同じ8ページの下の方にある35行目のコメントに関するものでございます。ここについては、個体識別番号とトレーサビリティの説明を、先ほど矢野補佐が説明したような内容を説明していない段階での委員からのコメントでございますけれども、個体識別とDT-eの関係が明瞭でないと言い切るのは難しいのではないですか、というようなコメントを頂戴してございます。

今、矢野補佐から説明申し上げましたけれども、アルゼンチンではDT-eに個体識別番号は記載しないというふうになってございます。ただ、検討したいのは、仮に疾病が発生した際に、同時期に飼養されていた動物の移動履歴を追跡できるか、そういった農場や施設が分かるのか、というようなことございまして、これについてはDT-eを発行するSIG

SAと呼ばれるデータベースのシステム、これを用いて迅速に特定することが可能という形になってございます。

それから、九つ目の指摘ですが、今度は10ページ以降です。3点あります。10ページの8の診断機能ということと、11ページ以降はワクチン接種についての議論、それから12ページからはサーベイランスの議論が展開されています。青字の記載が入ってございますが、基本的に委員の専門家の見地からの修正ということで、正確な表現を使ったり、細かな数字を入れたりして、先ほどご説明した統一的な表現を使うという形に変更したのがこの青字でございまして、前回お話ししました議論を大きく変えるものではありませんので、この8、9、10のセッションにおける記載の変更については、大きな変更はないというふうに我々は思っています。明確化であったり統一化であったりという変更でございまして。

それから、別の大きな変更点としまして、今度は13ページになります。12行目に、野生動物に関するコメントが委員の先生からございました。野生動物経由の感染についての懸念ということで御指摘を受けてございます。これについては統計的にサーベイランスを行っていると言えるのですか、そしてこれをWOAHは認めているのですかというのが先生からのコメントでございました。

ご説明いたします。WOAHでは、アルゼンチン南部を2002年に口蹄疫ワクチンの非接種清浄地域、2003年に口蹄疫のワクチン接種清浄地域として認定をしております。参考のページに、WOAHのコードを入れています。資料の右肩上に参考1と書いて、Terrestrial Animal Health Codeのセクションの8、口蹄疫の規定について書かれているものでございますが、こちらの8.8.4というのが、北部地域、ワクチン接種した清浄地域に関するWOAHの規定が書かれているところでございます。

ここの4ページ目の中に1番とあり、for at least the past 12 months、過去12年間にどういう状況であればワクチン接種の清浄地域とみなせるかという条件が、a、b、c、d、eと並んでございます。この中のdというところがお答えの一つになろうかと思えます。Veterinary Authority、いわゆる中央当局、中央家畜衛生当局が野生動物、wildであるかferal、野良の動物と申しましょうか。イメージしていただくのは、例えばwildがイノシシであるとしたら、feralというのは逃げてしまった飼育豚といったイメージで捉えていただくといいと思いますが、そういった生き物について生息状況を把握していることということは書かれていますが、それ以上のものを求めています。

ただ、8.8.44というところに、おかしなものがあったらサーベイランスしなさい、こう

いった動物のサーベイランスしなさいということが書かれていますので、サーベイランスは実際行っておりまして、そのサーベイランスの結果も実際に記してございます。

この点については、資料1-2の128ページを御覧ください。ここにありますように、怪しいものについて、野生動物も含めてサーベイランスを行って、調査の報告を出してきているところがございます。これは実際WOAHに提出した資料でございまして、こういったものを見て、WOAHも認めています。WOAHとしても、公式認定としてワクチン接種の清浄地域としてアルゼンチン北部を認定したという経緯でございます。

WOAHの口蹄疫の野生動物に関する見解について、追加で御説明したいと思えます。WOAHのマニュアルにも記載がございまして、資料1-2の123ページに、WOAHの口蹄疫における野生動物の考え方というものについて抜粋をさせていただきました。123の5行目を御覧ください。

読み上げますけれども、偶蹄類の野生動物の多くが口蹄疫ウイルスに感受性を持っている。少なくとも一時的にウイルスキャリアとか感染元となり得ると。牛に関するウイルス株は野生のイノシシやアンテロープ、シカ等からも分離されると。シカへの感染は感染家畜との直接的な接触によるものとされ、アフリカ水牛を除いて、野生動物がウイルスを数か月以上にわたって維持することは示されていないということでございます。要は、長期間維持しないということがWOAHのマニュアルに記載されている事項でございます。

こうしたことが野生動物に関する情報でございますが、前提として、アルゼンチン北部ではパッシブサーベイランスに加えて、ウイルスの循環の有無を確認するためのサーベイランスを実施してございまして、全て陰性の結果を得られている、ということでございます。

ワクチンによって症状がマスクされている可能性を考慮して、我々としては、上乘せ措置として行う脱骨熟成を輸入条件に含める案を、今回のリスク評価の中でも記載しています。こうしたことを踏まえて、御審議いただきたいというふうに考えてございます。

では、机上配付資料に戻っていただきたいと思えます。大きな変更点、14ページになります。机上配布資料の14ページに、宿題を受けてのお話でございますが、牛タンについて記載しています。8行目以降、赤字で入れてございます。先ほどの宿題について説明した内容も踏まえて、記載をし直してございます。食用だけではなくて、非食用のもののお話も先ほど説明しました。ペットフード用などがある、というお話しをしましたが、その点について、非食用もあるという形で明記をさせていただきました。

それから、17行目以降でございますけれども、こちらには、先ほど御説明させていただいたトレーサビリティの概要を記載しています。

それから、次の大きなポイントでございます。15ページになります。13行目、同じくタンのお話です。宿題になっておりましたタンの表皮のお話について、先ほど御説明した内容について、追加の記載をしたというところでございます。中身としては、上皮の安全性に関しまして、pHが牛タンの中央部分よりも基底膜の付近では低くなる傾向があることも含めて、記載をしたということでございます。

以上、前回からの宿題返し、更にその先生方のコメントを反映したものとして、現時点のリスク評価書案の概要でございます。こちらについて御審議をいただきたいというふうに考えてございます。よろしくお願いたします。

○津田委員長 ありがとうございます。

今までのところにつきまして、委員の皆さんから御意見、御質問ありましたらお願いします。

質問等も踏まえて、以前のものよりもしっかり細かく字句の訂正など、はっきりしたと思います。基本的には群での管理しているものですから、なかなか個体のところまで行き着かないというのはあるのですけれども。頭数が多いものですから。そういった意味では、ある程度のところまで追い掛けられるかなというふうに思います。

牛タンについてはございますか。

○國保委員 では、1つだけリスクとは関係ないのですが後学のためにお伺いします。そもそも、どうして耳標を個体識別にしようというインセンティブが働くのでしょうか。家畜の所有権などを主張するために行っているのでしょうか。それとも、ワクチンを打つときの識別の目的などに関わってくるのでしょうか。

○矢野課長補佐 答えられる範囲で答えさせていただきます。正式には、アルゼンチン当局に聞いてみないと分からないというのが最終的な回答ではございます。ただ、我々も同じ疑問がございまして、日本の場合は11桁で全てトレーサビリティするので、個体識別＝トレーサビリティのイメージが強い。他方、個体識別で必ずしもトレーサビリティに使うわけではなくて、投薬の履歴などにひも付ける場合もございまして、いろいろな使用用途がある。あくまでツールですので、どう使うかというのはその国次第というところがございまして。

以前アルゼンチン当局にも、どうして個体識別しているのですかと聞いてみたところ、

そのときは、ワクチンを打ったことや、生まれたところが分かるようにしたかったという回答はもらってはいます。後ほどアルゼンチンにチャンスがあれば、また聞いてみたいと思います。

○津田委員長 南米は、以前は全部焼き印でしたよね。それぞれの所有者ごとにマークが違う焼き印を使っていたのだけれども、アニマルウェルフェア上良くないというのもあった、いろいろ変えているようだ。かといって、マイクロチップだと読み取るのが大変ということもあります。

○國保委員 結局放牧はするが、この牛は自分の所有物だと主張するために、とりあえず番号が付いているのかなというぐらいのイメージだったのですけれども。

○津田委員長 子供は、母牛に付いていたらその子供だというふうに推測する。

○矢野課長補佐 補足できるとしたら、実は耳標は色が分かれておりまして、輸入された子や北部にいる子というのは耳標の色が違う、というのはあります。また、RENSPA番号と言って、登録された農場の番号があるのですけれども、その番号が耳標に付いていますので、ぱっと見でどこの農場の子だというのは分からないではないです。なので、所有者を明確にしたかったというところは、もしかしたらあるのかもしれませんが。

○津田委員長 では、引き続きよろしくお願いします。

○松尾国際衛生対策室長 ありがとうございます。今、これまでの宿題、またそれを受けた後のコメントも含めて説明した上で、それらを含めた新しい評価書概要の説明をさせていただきました。これからは、それを受けての結果について御審議いただきたいので、結果についての説明をさせていただきたいというふうに思います。

机上配布資料を御覧ください。15ページの35行目からが結果となっています。ここからは大事な点でございますので、読み上げをします。36行目からです。

これらの点を考慮すると、本報告書に記載されている動物検疫やサーベイランス等の体制が維持されていることを前提に、アルゼンチン北部地域を口蹄疫ワクチン接種清浄地域として認めることは適切と考えた。

16ページでございます。1行目。

一方で、アルゼンチン北部地域は、周辺国で口蹄疫が発生した場合に、口蹄疫が侵入するリスクが無視できないこと、口蹄疫ワクチン接種群では臨床症状に基づくパッシブサーベイランスが有効に機能しない場合があること、そのため確定診断まで時間を要する可能性があることなどが考えられた。また、そのほかにも以下の点に留意が必要と考えた。

1 ポツ目、アルゼンチン南部地域で口蹄疫が発生した場合を想定した南北地域間の家畜及び畜産物の検疫措置が十分考慮されていないこと。

2 ポツ目、牛タン、牛の舌について熟成処理済みの製品を他国に輸出した実績がないこと。

以上のことから、留意点に応じた以下の適切なリスク管理措置を課すことで、アルゼンチン北部地域（口蹄疫ワクチン接種地域）からの生鮮牛肉、対象は牛（*Bos taurus*）とコブウシ（*Bos indicus*）に由来する冷凍又は冷蔵の牛肉（牛タン及びハラミを含む。それ以外の内臓を含まない）で脱骨されたものの輸入により、口蹄疫が我が国に侵入するリスクは極めて低くなると考えた。

①口蹄疫ワクチン接種地域であるアルゼンチン北部地域の口蹄疫ステータスは、WOAHによって口蹄疫ワクチン非接種清浄国として認定されている我が国と同等とは言えない。このため、輸入を認める際には、法令上、アルゼンチン北部地域を家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省省令第35号）第43条の表中欄に定める関連物品に対する禁止地域として維持をした上で、家畜伝染病予防法第36条第1項に基づく「輸入禁止地域を経由したもので農林水産大臣の指定するもの」として、以下の条件を満たした畜産物のみ輸入可能であると規定すること。

1 ポツ目、我が国に向けて輸出される生鮮牛肉は、サーベイランス等の結果、疾病の発生やその疑いがある農場としてSENASAの監視下に置かれていない農場でのみ飼養された牛に由来すること。これは、問題がないであろう農場に由来すること、という意味の記載です。

2 ポツ目、脱骨に加えて熟成処理（生鮮牛肉を摂氏2度以上に保った室に24時間以上保管し、pH6.0未満になったもの）を行うこと。

②アルゼンチン南部地域において口蹄疫の発生が認められた場合は、北部地域からの輸入も停止し、口蹄疫が拡大するおそれがないことを確認するまでの間は停止措置を継続すること。

③アルゼンチンからの牛タン、牛の舌の輸入を認める場合には、同国における牛タンの処理体制が整った段階で、我が国向けの輸出製品として適切な生産、品質管理体制が整備されているかを日本側があらかじめ確認をすること、ということで記載をさせていただきます。

この点についてはコメントも頂戴してさせていただきます。17ページにコメントが記載されてございます。

まず、1点目でございますが、結論の部分の記載でございますけれども、「日本向けの輸出を認めることが適切であると考えた」という記載の仕方としてはどうかという御指摘を頂いてございます。この文書についてはリスク評価書でございますので、輸入の可否を判断するものではないと考えてございます。リスクの推定を行った結果、という形で記載をしたいと考えておりますので、「適切なリスク管理措置を課すことで、口蹄疫が我が国に侵入するリスクは極めて低くなる」という結論の書き方とさせていただきたいと考えてございます。

2ポツ目、熟成等の対象となる生鮮牛肉が不明瞭、という御指摘がございました。こちらについては、牛タンも熟成等の対象であることが不明瞭な記載となつてございました。このため、16ページの13行目から、対象品目を明記する形で明確化したいと考えてございます。

最後の御指摘でございますけれども、これについては16ページの27行目に記載をいたしました。我が国に向けて輸出される生鮮牛肉は、サーベイランス等の結果、疾病の発生やその疑いがある農場としてSENASAの監視下に置かれていない農場でのみ飼養された牛に由来すること、と言う部分が、少し分かりにくいという御指摘いただきました。中身としては、危ない、若しくは疑わしいと思って、中央当局の監視下にあるような農場からは絶対駄目ですよ、というのが記載の内容でございますけれども、ここが分かりにくいという御指摘がございました。

この条件については、実は、同じ口蹄疫ワクチン接種清浄国であるウルグアイに課しているものと同じですので、告示の記載をそのまま記載をさせていただいてございます。趣旨としては、ワクチンを接種している場合、アクティブサーベイランスで陰性でない個体が確認された場合は、ワクチン株か野外株かを識別する必要があることから、確定診断まで時間が掛かるため、怪しいという段階で、こうした農場からの出荷は禁止する条件ということで記載をしてございます。

こちら、既に用いていて、同じ扱いをしている国と同じ記載ということですので、実際、これを使って運用している者としては、同じ記載の方がやりやすいということもありません、同じ記載を維持させていただきたいと考えてございます。

以上となります。この結論について御審議いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○津田委員長 ありがとうございます。

今の結論の部分につきまして、皆さんから御意見、御質問等ございましたらお願いします。

では、國保委員。

○國保委員 細かい日本語のことなのですけれども、16ページの矢頭の二つ目、「脱骨に加えて」というところから、「熟成処理を行うこと」という部分。熟成処理を行うこと、とありますが、熟成処理というのが行為の名称であることを考えると、一つ目の「2度以上に保った部屋に24時間以上保管すること」は行為なので問題ないと思うのですけれども、二つ目の「6.0未満となったもの」というのは、行為を指す言葉ではないと思います。そのため、「6.0以下になったことを確認すること」等、行為を指す言葉として記載するべきかと考えます。

○松尾国際衛生対策室長 そのように修正したいと思います。

○津田委員長 よろしいでしょうか。

ウェブの方はいかがでしょうか。

書きぶりについてはしては、ウルグアイに合わせた方がいい、ということですね。

○松尾国際衛生対策室長 できるだけ合わせた方が、運用する際、今までと違うことをしないのだなというのが分かるので、そうさせていただきます。

○津田委員長 ほかにございますか。これに関連して、深井オブザーバーからご意見などございますでしょうか。南米は、ほとんど口蹄疫は収まってきていると考えてよろしいのでしょうか。

○深井オブザーバー ベネズエラ以外では発生していません。

○津田委員長 発生していないのですね。では、南米での口蹄疫の発生は収まってきているのでしょうか。

○深井オブザーバー そう考えております。

○津田委員長 ワクチンの製造も、大分少なくなってきているようですね。

○松尾国際衛生対策室長 はい。以前はC型のワクチンも用意していましたが、C型の発生が国際的にもなくなったので、それもやめるという動きがあると伺っております。

○津田委員長 ワクチンメーカーが困っているようですね。

○深井オブザーバー はい。売れなくなってしまい困っていると言っていました。

○津田委員長 売り先を探している、という話も聞きました。

○深井オブザーバー タイなどにも売っているようです。

○津田委員長 そうですか。

ほかにございますでしょうか。

○松尾国際衛生対策室長 1点、事務局として申し上げさせていただきます。

先ほど、國保委員からありました、結論部分の「確認」という表記の仕方については、委員長に最終的な御判断をいただいた上で、次のステップに進むという形でよろしいでしょうか。

○津田委員長 そうですね。よろしいでしょうか。

では、その了承は頂いたということで、この評価報告書の結論を、本委員会として了承し、その旨、家畜衛生部会に報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。ウェブの方もよろしいでしょうか。御意見ありますか。

それでは、委員会としては了承したいと思います。ありがとうございました。

それでは、次の議事に入ります。議事の2の「その他」について、何かございますでしょうか。

○松尾国際衛生対策室長 念のためこちらの議事を用意してございましたが、本日の段階で追加的な議事というのはございませんので、この点については事務局からはございません。

○津田委員長 ありがとうございました。

そうしましたら、ほぼ議事は終了しましたけれども、全体を通して委員の皆さんから御意見、御質問等ございましたらお願いします。牛豚小委への参加は久しぶりということもあって、このリスク評価についても久しぶりなのですが、何か御意見、御質問等ありましたらお願いします。全体を通してです。

ウェブの方はいかがでしょうか。

嶋田委員、お願いします。

○嶋田委員 冒頭、木下審議官の方から台湾のASFについて触れていただき、動検さんの方でも対応を強化されているというお話があったかと思います。私は、宮崎県の共済の新任獣医師研修の中で、口蹄疫に関する講義担当しているのですけれども、毎年、資料を農水のホームページから拾わせていただいています。検疫の実績に関する資料を拝見したときに、食肉の持込みの摘発の量や件数を示す表を拝見したのですけれども、ここ数年、インバウンドの増加によってなのかはわかりませんが、かなり量が増えてきているというのが見て取れました。捉え方としては、検疫の強化によって増えてきているのか、それと

もそもそも人数の分増えてきているのか、その辺り、かなりリスクが高まっていると捉えた方がいいのか、御説明をいただきたいと思います。

○松尾国際衛生対策室長 おっしゃるとおりです。携帯品検査の摘発の増加は、やはり母集団が増えているというのが一番大きいです。昨年11月の段階で、コロナの時期を超え、インバウンドは3,000万人に達しました。やはり母集団が増えると、どうしても持ち込みも増えてしまう。内訳は公表していないのですが、一番多いのは、たまたま間違っ  
て持ってきた、という事例。具体的には、機内食を後で食べようと思って持出し、摘発されてしまうというのがあります。インバウンドの中には、一定数、何度注意してもついつい忘れてしまったり、空港内で食べてしまえばいいだろうと考えたりして持ち込み、摘発されてしまう、という方がいらっしゃいます。そのため、インバウンドが増えると自動的に摘発も増えてしまう、というのがあります。

我々が行っている対策としては、絶対量が増えているということですから、航空会社に日本に到着する前からアナウンスをしてもらっています。特に訪日客の多い、この間ASFの起きました台湾や韓国、中国といった近隣諸国の航空会社に、乗客に食肉を持たせないようにしてほしい旨を事前にお知らせしています。また、ツアー会社に事前に、機内食は機内だけで食べてもらうようにアナウンスして、摘発を減らすための努力をしている状況でございます。

○佐藤委員 昨日飛行機に乗っていたら、機内食の持出しは駄目ですとアナウンスしていました。

○松尾国際衛生対策室長 ありがとうございます。国土交通省も各航空会社に呼び掛けの協力してくれると認識しています。日本全体で対応しているというところでございますので、皆さんにもそう御説明いただきたいと思います。

○嶋田委員 分かりました。ありがとうございます。

○津田委員長 ほかにございますでしょうか。

ウェブの方はいかがでしょうか。

それでは、少し早いですが、本日の議題は終了しましたので、ここで進行を事務の方にお返ししたいと思います。

○松尾国際衛生対策室長 前回の小委でも、非常に熱心に議論していただきましたが、アルゼンチン北部については、非常に健康的な議論ができていっているのではと思います。宿題返しの内容に対する更なるコメントにつきましても、更にまた熱心に入れていただいて、

誠にありがとうございました。こういった熱心な議論の上で今回、親委員会の方にリスク評価報告書を提出していただく形になりましたこと、大変ありがとうございます。親委員会に報告しました後も、親委員会の方でも、結果の報告と審議を行うという形になりますので、まだ引き続き審議は続きます。

牛豚疾病小委、先ほど委員長からも久しぶりというお話でございましたけれども、国内を見てみますと、また群馬県でも豚熱の発生も起きているところでございます。高病原性鳥インフルエンザは、現時点で5件起きてございますけれども、4件目で100万羽を超える殺処分になるなど、大きな被害であると考えてございます。

我々農林水産省としては、第一に畜産振興という観点がございます。こういった観点を踏まえて、今、嶋田委員からもお話ありました水際対策強化や、飼養衛生管理の徹底ということも進めてまいります。また、先ほどご説明しましたが、関係機関と連携した水際対策についても、試行錯誤し、努力をしているところでございます。これらの対策を通じて、家畜伝染病の発生予防、発生時の対応について、万全を期したいというふうに考えてございます。

引き続き先生方には国内外両方の牛豚等に関する御審議、科学的な御審議、また実務的な御審議をいただきたいと思います。引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

本日は誠にありがとうございました。

では、これで終了いたします。ウェブの先生方、皆様ありがとうございました。

午後3時36分 閉会